

京都市告示第 70 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵐山停車場線	西京区嵐山西一川町 6 番地の 2 地先から	旧	メートル 10.90	メートル 6.05 ~ 8.15
	同町 28 番地の 2 地先まで	新	3.80	8.93

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西京極 51 号線	右京区西京極佃田町 15 番地の 11 地先から	旧	メートル 32.70	メートル 3.75 ~ 4.10
	同町 8 番地の 3 地先まで	新	32.70	3.82 ~ 6.03
松尾嵐山経 66 号線	西京区嵐山西一川町 3 番地の 5 地先から	旧	22.70	5.10
	同区嵐山上河原町 4 番地の 1 地先まで	新	22.70	8.10 ~ 8.30

(建設局土木管理部道路明示課)